

高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者様へ

★特定疾患療養管理料から生活習慣病管理料への移行について重要なお知らせ★

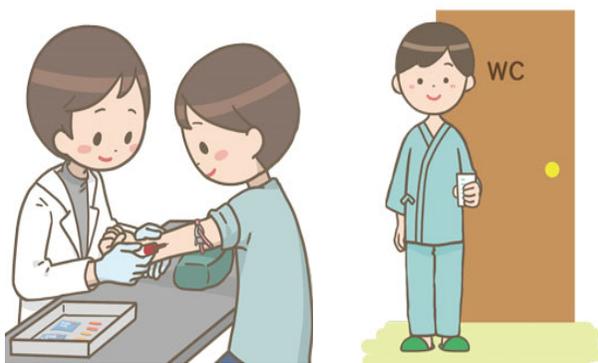
年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年(2024年)6月1日より診療報酬を改定し、**これまで算定してきた『特定疾患療養管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき専門的・総合的な治療計画を行う『生活習慣病管理料』へ移行する**よう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日より

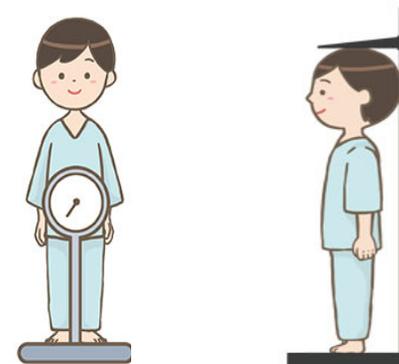
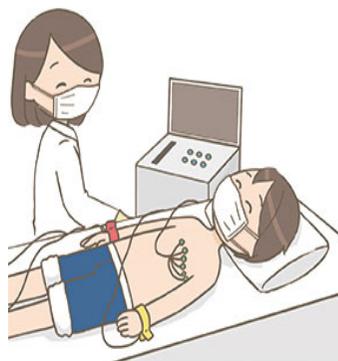
『高血圧』 『脂質異常症』 『糖尿病』 のいずれかを主病名とする患者様で『特定疾患療養管理料』を算定していた方は『生活習慣病管理料』へ移行します。

改定により患者様に個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導内容、検査結果を記載した **『療養計画書』へ署名をいただく必要があります**ので、どうかご協力のほどよろしく申し上げます。

外来での流れ



①検査



②血圧・体重測定



④診察・治療計画



⑤療養計画書の受け渡し



⑥会計

生活のリズムを整えていきましょう。



生活習慣病について一緒に考えていきましょう!

